

認定こども園及び学校給食用物資の納入における注意点

1. 該当する各種物資については、別紙「認定こども園及び学校給食用物資調達基準」を満たすものとする。

2. 納入時間について

納入物資は原則として当日手渡しによる納品とし、認定こども園には午前7時30分から8時30分までに、学校給食センターには別途指定する日時に納品すること。ただし、納入先担当者の指示により変更する場合がある。その際は、各納入先担当者の指示に従うこと。

3. 物資の納入方法について

- (1) 配送車両は清潔な専門車とし、自家用車は使用しないこと。
- (2) 配送に用いる容器類は、常に清潔なものを使用すること。
- (3) 納入する物資は、納品書に製造年月日(加工日)または、賞味期限・メーカー・産地等を記入すること。納入する物資の重量・納品数は正確にすること。
- (4) 仕入れから納入に至るまで、品温管理を適切に行い、衛生的に保管されたものを納入すること。
- (5) 物資納入の際、納入先担当者(検収担当者)が立会い、物資の数量、品温、品質・鮮度、包装の汚れ・破れ、異物・異臭の有無、賞味期限・消費期限、生産地・製造業社名及び所在地・ロット番号等について検査を受け、検査に合格したのもののみを市が引き受けるものとする。物資の品質等に問題がある場合には、納入業者の負担により速やかに返品、交換等に応じること。納入した物資であっても、検査時に発見できなかった腐敗等により使用することが不都合であると市が認めた場合は、納入業者の負担により当該物資の交換等に応じること。
- (6) 配送する人の健康管理・衛生管理には十分配慮し、特に服装等は清潔に保つこと。
- (7) 納入先において、納入に使用している容器(ダンボール、かご、ビニール袋等)から納入先が指定する容器に移し替えをすること。

4. 健康管理について

製造者・配送者等従業員の健康管理の徹底を図り、保菌検査を定期的実施すること。

5. 納入物資は、異物混入の防止に努め、万が一異物混入があった場合には、速やかに原因究明と改善措置をとるなどの対策を講じること。

6. 給食の意義を良く理解した上で、新鮮で安全・安心で安価な物資の納入を心がけること。

7. その他

納入物資について、粗悪、異物混入、虚偽表示等悪質な行為があった場合は、納入先の給食施設から納入業者へ改善措置をとるよう指導を行うが、改善が見られない場合は、市又は市教委より、改善措置の通達を行い、その後も改善が見られない場合は、認定こども園及び学校給食用物資納入業者としての資格はないものと判断し、登録業者から抹消することとする。